

免疫に関する記録について

薬学部医療薬学・社会連携センター
保健管理センター

医療系学部では、臨床実習に参加するため、実習先の医療機関に「麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘 (measles、mumps、rubella、varicella：MMRV)」に対する免疫を獲得していることを証明する必要があります。証明については、日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン」(以下参照)に従って行います。

そのため諸君は、入学後、保健管理センターから求められた際にすみやかに提出できるよう、上記4種類 (MMRV) のワクチン接種記録 (母子健康手帳のコピーなど) を事前に用意しておく必要があります。

また、他人の血液や体液に曝露される機会が多い医療現場では、血液や体液を介して感染する「B型肝炎ウイルス」に対しても、ワクチン接種による免疫獲得が推奨されています。B型肝炎ワクチンの接種歴がある場合は、その記録もあわせて用意してください。

なお、上記の記録が提出されない場合、また、検査結果やワクチン接種歴により必要となった医療機関の受診や追加のワクチン接種等の対応を行わない場合は、卒業要件となっている各医療機関での実習に参加できませんので、ご注意ください。

※現時点でMMRVに対する免疫の基準を満たしていない場合や、過去にB型肝炎ワクチンを接種したことがない場合でも、入学後に慶應義塾日吉診療所内でワクチン接種することが可能です(自費)。ワクチン接種の詳細については、4月の健康診断の際にお伝えします。

◆麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘 (MMRV) について

麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘 (MMRV) ウイルスは、感染力が強いウイルスです。ウイルス院内感染予防のため、医療機関へ立ち入る際の要件が定められており、その基準を満たす必要があります。

近年、日本環境感染学会は「(本邦の) 医療関係者のためのワクチンガイドライン」を作成し、本邦の多くの医療機関がその指針に従っています。同指針では、麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘 (MMRV) に関して、医療機関に立ち入る際の要件を次のとおりとしています。

麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘 (MMRV) に関して、医療機関に立ち入る際の要件

- ① 各ウイルスに対する2回のワクチン接種が証明されること
- ② ①が証明できなくとも、それぞれの抗体価が強陽性であること
- ③ ①②が証明できなくとも、抗体価が擬陽性～陽性の場合、検査後に1回のワクチン接種が証明されること

※ 抗体価が陰性の場合、2回のワクチン接種が必要です。

◆B型肝炎について

B型肝炎ワクチンは、基礎接種という約半年かけて3回接種するプロトコールで接種します。終了後に血液中のHBs抗体を測定し、陽転なら対応終了、不陽転なら追加接種を行います。陽転率は90%以上です。

過去に基礎接種 (B型肝炎ワクチンを3回接種) している

→現時点で追加対応は不要です。

過去にB型肝炎ワクチンを接種したことがない

→プロトコールに沿った接種が必要です。詳細については4月の健康診断でお伝えします。

以上